

国土交通省 東京国道事務所
国土交通省 相武国道事務所
東京都 建設局
東京都内62区市町村
東日本高速道路株式会社2事務所
中日本高速道路株式会社2サービスセンター
首都高速道路株式会社2管理局

記者発表資料

特別区職員を対象とした「橋梁点検研修」の開催について ～ 地方公共団体職員の技術力向上を推進します ～

我が国では、高度経済成長期に集中的に整備された道路施設の老朽化が進んでおり、国、地方ともに厳しい財政状況の中で、これらの道路施設の補修や更新を的確に対応していく事が重要な課題となっています。H26年7月1日の道路法一部改正により、道路施設の点検に関する基準が省令で定められ、必要な知識と技能を有する者による、5年に1度の頻度での近接目視による点検の実施が義務づけられました。

しかしながら、東京都内の区市町村では、点検を実施するための人材が不足しており、点検講習会の開催等、技術的な支援要望が「東京都道路メンテナンス会議」に寄せられています。

今年度も特別区より「橋梁点検研修」の開催要望が有ったことから、東京都道路メンテナンス会議の活動の一環として、下記の通り、研修を開催致しますのでお知らせします。

なお、「東京都道路メンテナンス会議」とは、H26年4月の「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」(社会資本整備審議会道路分科会)を受け、東京都内のすべての道路管理者(高速道路、首都高速道路、国道、都道、市区町村道)で構成され、相互連携及び調整、橋梁等の道路構造物の点検・修繕に関する情報共有の徹底、円滑な道路管理の促進はもとより将来に向けた道路構造物の老朽化対策・予防保全の強化、及び維持管理の効率化を図ることを目的に設立された会議で、現在まで、計11回の会議を実施しております。

記

日時：平成29年11月20日(月) 9:00～17:00

場所：(講義会場) 特別区職員研修所(東京都千代田区神田相生町1番地)

(実習会場) 国道14号 小松川第二高架橋

報道関係の皆様へ

- ・本研修の取材・撮影は、現場実習のみ(14:00～16:00)とさせていただきます。
- ・取材される場合は、11月17日(金) 17時までに問い合わせ先までご連絡下さい。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ

神奈川建設記者会

都庁記者クラブ

問い合わせ先

○東京都道路メンテナンス会議事務局代表

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 電話:03-3512-9090 (代表)

副 所 長 長田 勝宏 (おさだ かつひろ)

道路構造保全官 森澤 雅昭 (もりさわ まさあき)

特別区研修「橋梁点検」カリキュラム

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| 1. 講義 : 特別区職員研修所 | 9:00～12:00 |
| 1) 「橋梁点検」講義 | |
| ・橋梁点検に必要な基礎知識(法制度、橋梁構造の基本、損傷の種類) | |
| ・橋梁点検のポイント | |
| ・損傷原因の判別や診断事例 | |
| 講師: 関東地方整備局 道路部 | |
| 2. 現場実習: 国道14号 小松川第二高架橋 | 13:00～17:00 |
| 1) 現場へ移動(研修所→現場) | 13:00～13:50 |
| 2) 実習の概要説明 | 13:50～14:00 |
| 3) 現場実習 | 14:00～16:00 |
| ・主桁、床版点検(目視によるスケッチ) | |
| ・橋台点検(目視によるスケッチ)、支承点検 | |
| ・高所作業車による近接目視点検、打音検査模擬体験 | |
| ・非破壊検査演習 | |
| 4) 研修所へ移動(現場→研修所) | 16:00～16:30 |
| 5) 点検の取りまとめ | 16:30～17:00 |

研修のイメージ



講義



主桁防食機能(塗装)劣化状況



足場を利用した点検事例



高所作業車による点検事例

現場実習取材に際しては、以下の内容についてご確認いただき、ご参加いただきますようお願いいたします。

1. 当日はプレス腕章をお持ちください。
2. 現場実習は、小松川第二高架橋で、14:00～16:00となります。
現場実習は、研修所から現場まで移動の交通状況にもよりますので、15分前にはお集まり下さるようお願いいたします。
現場実習場所については、下記の案内図をご確認ください。
なお、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。
3. 現場内で服や靴が汚れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
4. 現場内は、常時ヘルメットを着用していただきます。なお、ヘルメットについては当方にてご用意しております。
5. 現場の安全管理のため、現場内は禁煙といたします。
6. 現場内は、写真撮影等「撮影自由」ですが、個人を特定できないように加工するなどの配慮をお願いいたします。

